

13)。

(イ) 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記職員らが従事する業務内容は、雇用契約上、「政務調査補助」とされているほか、補助参加人自由民主党において会派控室を政党活動、選挙活動、後援会活動に利用することはなかったのであるから、上記職員らが従事した業務は専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものである旨主張するほか、会派雇用職員である上記職員らについては、「市議会各会派に対する職員雇用費交付規則（昭和60年3月22日仙台市規則第5号）」により交付された交付金11万0400円（月額）が支給されているため、上記職員らに対して支払われた給与総額のうち政務調査費により支出された額は2分の1に満たない旨主張する。

しかしながら、上記申合せ内容を踏まえると、会派控室は主に議員の調査研究活動のために利用されていたこととはうかがわれるものの、上記職員らの業務内容には、文献等の調査、市民からの電話対応及び資料整理といった調査研究活動に当たる活動のほか、食事等の手配、備品管理、荷物の授受、経理といった調査研究活動以外の側面をも有する活動が含まれていたことが認められる。そうすると、上記職員らが従事していた活動には、調査研究活動以外の活動が含まれていたというべきであるところ、その従事割合は明らかでない。また、被告らは、「市議会各会派に対する職員雇用費交付規則（昭和60年3月22日仙台市規則第5号）」

により交付された交付金11万0400円(月額)の存在を理由として、上記職員らに対して支払われた給与総額のうち政務調査費から支出された割合が2分の1に満たない旨主張するものの、これを裏付ける的確な証拠はない。したがって、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である96万6780円が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人自由民主党の不当利得に当たる。

イ 事務費 (総番号25ないし93)

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 会派控室で使用する事務用品の購入費及び通信費等として合計33万1741円が政務調査費から支出された。
- b 会派控室において雇用されていた職員らは、文献等の調査、市民からの電話対応、資料整理のほか、食事等の手配、備品管理、荷物の授受及び経理などの業務を行っていた(丙H1, 証人西澤啓文6ないし12頁)。

(イ) 事務用品の購入費については、事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記事務用品は、専ら調査研究活動に使用されたものであって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであり、事務用品の汎用性のみをもって調査研究活動以外の活動にも利用されたことを推認することはできない旨主張する。

しかしながら、補助参加人自由民主党の会派控室において雇用されていた職員らが調査研究活動以外の活動にも従事していたと認められることを踏まえると、補助参加人自由民主党の会派控室において使用されていた事務用品の購入費及び通信費等についても、調査研究活動以外の活動にも利用されていたものと認めるのが相当である。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である16万5854円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人自由民主党の不当利得に当たる。

ウ その他経費（総番号94ないし105）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a ケーブルテレビ利用料として合計2万5200円が政務調査費から支出された（丙H3）。
- b 補助参加人自由民主党は、ケーブルテレビを国会中継やニュースを視聴するために利用していた（証人西澤啓文7頁）。
- c 仙台市議会の各会派代表者の申合せにおいて、会派控室を議員以外の会合等に使用しないことと取り決めており、補助参加人自由民主党の会派内においても上記申合せを遵守することを確認していた（丙H13）。

(イ) ケーブルテレビは、多様なコンテンツを提供しており、市政に関する情報を収集するための調査研究活動として利用することができるほか、娯楽目的等の調査研究活動以外の目的にも利用され得る。そうすると、上記支出は、上記のようなケーブルテレビを視聴するための経費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用さ

れることが推認される。

しかしながら、証人西澤啓文は、ケーブルテレビを国会中継やニュースを視聴するために利用していた旨供述するところ、仙台市議会の各会派代表者の申合せにおいて、会派控室を議員以外の会合等に使用しないこととされていることを踏まえると、会派控室は主に議員の調査研究活動のために利用されていたことがうかがわれ、しかも、会派控室では複数の議員及び職員が執務していたのであるから、娯楽目的でケーブルテレビを利用していたものとは考え難く、上記供述は信用することができる。そうすると、上記支出が調査研究活動のみに利用されたことについて客観的資料に基づく反証がなされているというべきである。

したがって、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は採用することができない。

エ 小括

よって、補助参加人自由民主党は、被告に対し、別紙5「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(2) 補助参加人斎藤

ア 調査研究費（旅費規程によるもの）（総番号106）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人斎藤は、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」において、シティセールスについて調査を行い、復興庁において、仙台市の宅地被害に対する財政支援等について協議を行うため、1泊2日で東京都に出張し、その旅費として5万1260円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙I1）。

(イ) 上記認定事実によれば、上記支出は、仙台市のシティセールス及び宅地災害対策に関する財政支援等を調査するための経費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般

に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

イ 研修費（旅費規程によるもの）（総番号107, 108）

原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

ウ 広報広聴費（総番号109ないし113）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 補助参加人齋藤の発行する広報紙の作成等に係る経費96万7435円が政務調査費から支出された（丙I2, 丙I4ないし6）。
- b 上記広報紙には、市政に関する情報及び補助参加人齋藤の活動内容のほか、補助参加人齋藤個人の顔写真及びプロフィール等が掲載されている（丙I2, 丙I5）。

(イ) 上記認定事実によれば、上記広報紙には、補助参加人齋藤個人の顔写真及びプロフィール等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報

であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である48万3717円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人斎藤の不当利得に当たる。

エ 人件費（総番号114ないし131）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 補助参加人斎藤が雇用する職員の人件費として、その合計98万3525円の3分の2に相当する額である合計65万5679円が政務調査費から支出された（丙I3）

b 上記職員の業務内容は、「事務全般、調査研究補助、資料収集、資料整理」であり、具体的には、文献調査、調査研究資料の作成・整理、広報紙の作成・配布、市民への情報提供及び政務調査費の経理事務であった（丙I3）。

c 補助参加人斎藤が雇用する職員の日当として合計2万7000円が政務調査費から支出された。

(イ) 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会

活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記認定事実 a につき、上記職員が従事した業務のうち少なくとも3分の2は、専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、上記認定事実によれば、上記職員が従事した業務には広報紙の作成・配布等も含まれていたものであり、補助参加人斎藤の発行する広報紙の掲載内容を踏まえると、結果として、上記職員が従事した業務には、選挙活動及び後援会活動の側面を有する活動も含まれていたというべきであるところ、その従事割合は明らかでない。そうすると、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、補助参加人斎藤が前記認定事実 a に係る職員の人件費（98万3525円）の2分の1を超える額（49万1763円）から補助参加人斎藤が自ら控除した額（32万7846円）を差し引いた額の合計である16万3917円（①）及び前記認定事実 c に係る職員の日当に係る支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である1万3500円（②）の合計17万7417円（上記①及び②の合計）が、本件使途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人斎藤の不当利得に当たる。

オ 小括

よって、補助参加人斎藤は、被告に対し、別紙6「認容額」の末尾記載

の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(3) 補助参加人加藤

ア 調査研究費（総番号132）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人加藤は、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」において、シティセールスについて調査を行い、復興庁において、仙台市の宅地被害に対する財政支援等について協議を行うため、1泊2日で東京都に出張し、その旅費として5万1260円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙J1）。

(イ) 上記認定事実によれば、上記支出は、仙台市のシティセールス及び宅地災害対策に対する財政支援等を調査するための経費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

イ 会議費（総番号133ないし143）

(ア) 弁論の全趣旨によれば、補助参加人加藤は、地域のスポーツ少年団のコーチ及び保護者らとの集会（意見交換会）を行い、その会場費として

合計5万5000円（1回につき5000円）が政務調査費から支出されたことが認められる。

(イ) 上記認定事実によれば、上記集会は、地域のスポーツの振興という観点から、市民から市政に関する要望等を収集するために行われたものであると認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記集会を開催することは、調査研究活動の方法としても相当であり、その会場費も社会通念上相当な範囲を逸脱しているとは認められないから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

ウ 広報広聴費（総番号144ないし155）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 補助参加人加藤の発行する広報紙の作成等に係る経費179万7071円が政務調査費から支出された（丙J3, 丙J6, 丙J7）。
- b 上記広報紙には、市政に関する情報のほか、補助参加人加藤個人の顔写真等が掲載されている（丙J6, 丙J7）。

(イ) 上記認定事実によれば、上記広報紙には、補助参加人加藤個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する

情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である89万8533円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人加藤の不当利得に当たる。

エ 小括

よって、補助参加人加藤は、被告に対し、別紙7「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(4) 補助参加人菅原

ア 調査研究費（旅費規程による出張）（総番号156ないし159）

(ア) 原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

(イ) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 補助参加人菅原は、札幌駅周辺の都市計画について調査するため、1泊2日で北海道に出張し、その旅費として5万7720円が政務調

査費から支出された（丙S1，丙S3ないし5，証人菅原健1頁）。

b 補助参加人菅原は、福岡市の観光政策及び市内観光バスの概要について調査するため、1泊2日で福岡県に出張し、その旅費として9万9040円が政務調査費から支出された（丙S1，丙S3ないし5，証人菅原健2頁）。

c 補助参加人菅原は、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」において、シティセールスについて調査を行い、復興庁において、仙台市の宅地被害に対する財政支援等について協議を行うため、1泊2日で東京都に出張し、その旅費として5万1260円が政務調査費から支出された（丙S1，丙S3ないし5，証人菅原健2頁）。

(ウ) 上記認定事実によれば、上記支出は、都市計画、観光政策、仙台市のシティセールス及び宅地災害対策に対する財政支援等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

イ 広報広聴費（総番号160）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 補助参加人菅原の発行する広報紙の作成に係る経費として合計73万5000円が政務調査費から支出された（丙S2，丙S6）。
- b 上記広報紙には、補助参加人菅原の市議会における質疑内容のほか、補助参加人菅原個人の顔写真及びプロフィールが掲載されている（丙S2，丙S6）。

(イ) 上記認定事実によれば、上記広報紙には、補助参加人菅原個人の顔写真及びプロフィールが掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である36万7500円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人菅原の不当利得に当たる。

ウ 小括

よって、補助参加人菅原は、被告に対し、別紙8「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(5) 補助参加人やしろ

ア 調査研究費（旅費規程による出張）（総番号161ないし163）

(ア) 原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

(イ) 出張に係る経費（総番号161及び163）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人やしろは、北九州市役所における災害対策等の取組、鹿児島市役所における地域防災計画等の取組及び熊本県庁におけるエネルギー政策等の取組について調査するため、2泊3日で福岡県、鹿児島県及び熊本県に出張し、その旅費として14万0360円が政務調査費から支出された（丙K1，証人屋代美香1，2頁）。

(b) 補助参加人やしろは、東京都千代田区のホテルで開催された仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」においてシティセールスについて調査を行い、復興庁において、仙台市の宅地被害に対する財政支援等について協議を行うため、1泊2日で東京都に出張し、その旅費として5万1260円が政務調査費から支出された（丙K1，証人屋代美香2，3頁）。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、地方公共団体の災害対策、エネルギー政策等の取組、仙台市のシティセールス及び宅地災害対策に対する財政支援等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方

法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

イ 調査研究費（その他）（総番号164ないし175）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人やしろは、元仙台市議会議員である田中芳久（以下「田中氏」という。）が代表を務める社会工学研究機構に対し、調査研究の業務委託を行い、業務委託料として合計141万2250円（なお、1か月当たりの支出は10万5000円から16万2750円までである。）が政務調査費から支出された（丙K2，証人屋代美香3ないし5頁）。

(b) 上記調査研究の内容は、仙台市政の基礎調査，学校給食・食育，ごみ有料化，児童虐待・行政サービス，津波対策・心のケア，低所得家庭への学習支援，経済復興・被災ペット問題，消費者教育，いじめ条例・児童虐待，コミュニティ再建，津波対策・宅地再建，経済発展・心のケア及び交流促進に関するものであった（丙K2）。

(c) 田中氏は、上記業務委託に基づき、関連資料を収集し、同資料に基づき、口頭で、補助参加人やしろに対して政策提言に関するアドバイスをしていた。上記関連資料は、いずれもインターネットで入手可

能な資料であり、資料の分析結果や調査研究結果などを記載した報告書等は作成されていなかった。(丙K4, 甲K1, 証人屋代美香21, 22頁)

(d) 補助参加人やしろは、上記調査研究の結果に基づいて、仙台市議会定例会における一般質問を行った(丙K2, 丙K4)。

b 上記認定事実によれば、上記支出は、仙台市政の基礎調査、学校給食・食育、ごみ有料化、児童虐待・行政サービス、津波対策・心のケア、低所得家庭への学習支援、経済復興・被災ペット問題、消費者教育、いじめ条例・児童虐待、コミュニティ再建、津波対策・宅地再建、経済発展・心のケア及び交流促進に関する調査を委託するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきである。

しかしながら、上記業務委託に基づいて田中氏が収集していた資料は、いずれもインターネットで入手可能なものであり、同資料の収集に特段の専門的知見を要するものとは考え難い。そして、補助参加人やしろは、田中氏から、口頭で、政策提言に関するアドバイスを受けていた旨供述するものの、資料の分析結果や調査研究結果を記載した報告書等が作成されていないことを踏まえると、その実態が支出した業務委託料に見合うものであるとは直ちに認め難い。他方、補助参加人やしろは、上記業務委託による調査の結果に基づいて、仙台市議会定例会における一般質問を行うなど、上記業務委託が調査研究活動に資する面もあることが認められることを踏まえると、上記支出全額について調査研究活動との合理的関連性を欠くものとまでは認められない。そうすると、上記支出に

は、調査研究活動と合理的関連性を有する部分と、合理的関連性がない部分とが併存すると言わざるを得ず、かつ、その割合については明確に区分することができない。

したがって、上記支出の各支出の2分の1を超える額の合計である70万6125円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人やしろの不当利得に当たる。

ウ 研修費（総番号176ないし181）

原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

エ 広報広聴費（総番号182ないし197）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 補助参加人やしろの発行する広報紙及び集会（市政報告会）に係る経費として合計75万7045円が政務調査費から支出された（丙K3）。
- b 上記広報紙には、補助参加人やしろが行った一般質問の内容のほか、補助参加人やしろ個人の顔写真等が掲載されている（丙K3）。
- c 上記集会に係る経費は、会場使用料、講演料、茶菓代及び打合せ資料のコピー代である（丙K3）。

(イ) 広報紙に係る経費

上記認定事実によれば、上記広報紙には、補助参加人やしろ個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動として

の側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

(ウ) 集会（市政報告会）に係る経費

上記認定事実によれば、上記集会は、市民に対して市政に関する情報を広報するために行われたものであると認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記集会の内容は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記集会を開催することは、調査研究活動の方法としても相当であり、その経費も社会通念上相当な範囲を逸脱しているとは認められないから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

(エ) 小括

以上によれば、上記支出のうち集会（市政報告会）に係る経費を除く各支出の2分の1を超える額の合計である35万8093円が、本件使

途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人やしろの不当利得に当たる。

オ 小括

よって、補助参加人やしろは、被告に対し、別紙9「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(6) 補助参加人鈴木

ア 調査研究費（旅費規程による出張）（総番号198ないし212）

(ア) 原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

(イ) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 補助参加人鈴木は、五稜郭「函館奉行所」において、施設概要、施設復元の工程及び波及効果等について調査するため、1泊2日で北海道に出張し、その旅費として6万3760円が政務調査費から支出された（丙L1, 丙L4, 丙L5, 丙L13）。
- b 補助参加人鈴木は、名古屋市港防災センター及び長野県東京観光情報センターにおいて、災害対策及びアンテナショップの観光案内の状況等について調査するため、1泊2日で愛知県及び長野県に出張し、その旅費として7万3420円が政務調査費から支出された（丙L1, 丙L13, 丙L14）。
- c 補助参加人鈴木は、千歳市防災センター、札幌市下水道科学館及び函館まちづくり交流センターにおいて、施設概要等について調査するため、3泊4日で北海道に出張し、その旅費として11万6730円が政務調査費から支出された（丙L1, 丙L6, 丙L9, 丙L13,, 証人鈴木繁雄3ないし5頁）。
- d 補助参加人鈴木は、青森市文化観光交流施設及び八戸八食センター

において、施設概要及び水産業と観光産業等の連携等について調査するため、1泊2日で青森県に出張し、その旅費として5万1540円が政務調査費から支出された（丙L1，丙L13，丙L15）。

e 補助参加人鈴木は、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」において、企業誘致のシティセールスや観光行政等についての意見交換を行い、復興庁において、復興大臣と仙台市の宅地被害に対する財政支援等について協議を行うため、1泊2日で東京都に出張し、その旅費として5万1260円が政務調査費から支出された（丙L1）。

f 補助参加人鈴木は、横浜八景島シーパラダイスにおいて、施設概要及び運営実態及び現況等について調査するため、1泊2日で神奈川県に出張し、その旅費として5万2300円が政務調査費から支出された（丙L1，丙L13，丙L15，証人鈴木繁雄5，6頁）。

g 補助参加人鈴木は、名古屋市産業技術記念館において、施設概要及び施設の保存・展示の必要性等について調査するため、1泊2日で愛知県に出張し、その旅費として7万3420円が政務調査費から支出された（丙L1，丙L13，証人鈴木繁雄2頁）。

h 補助参加人鈴木は、八丈島町役場及び八丈島地熱発電所において、エネルギー政策等について調査するため、3泊4日で八丈島に出張し、その旅費として11万7490円が政務調査費から支出された（丙L1，丙L13，丙L17，丙L18）。

(ウ) 上記認定事実によれば、上記支出は、観光案内施設等の運営、災害対策、観光行政及びエネルギー政策等を調査するための経費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議

員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、補助参加人鈴木において、一般人でも見学可能な施設を視察したにとどまり、また、視察結果が市政に反映されていないとして、調査研究活動以外の活動が併存していた旨主張するほか、補助参加人鈴木個人の体調を理由として一般的な出張の行程よりも長期間を要していることから、調査研究活動との合理的関連性を有しない部分がある旨主張する。

しかしながら、一般人でも見学可能な施設を視察することも観光行政の調査に資する側面を有することは否定できず、また、補助参加人鈴木が委員会において視察結果を踏まえた発言をしていることを踏まえると、原告の主張する事実をもって調査研究活動との合理的関連性を欠くものと認めることはできない。また、議員の調査研究活動の基盤の充実を図ることによって地方公共団体の議会の審議能力を強化するという政務調査費の意義及び議員の多様性に鑑みると、必ずしも議員個人の責めに帰することができない個別の事情により、調査研究活動のための出張に当たって、通常よりも長期の行程を要したとしても、直ちに調査研究活動との合理的関連性を欠くものと認めることはできない。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出

であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

イ 研修費（総番号 213）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 補助参加人鈴木は、「第5回MBA軽井沢セミナー」に参加し、その旅費、日当、宿泊費として6万2000円が政務調査費から支出された。(丙L2)

b 上記セミナーは、キャリア開発等を主たる事業内容とするNPO法人MBAキャリアデザイン研究所が主催するセミナーである。上記セミナーにおいては、熱海市長、官僚、経営者及び学者等がパネリストとして参加し、地域社会の活性化などについてのパネルディスカッションが行われた。(甲L4, 5, 丙L2, 11, 12, 19, 証人鈴木繁雄6ないし8頁)

(イ) 上記認定事実によれば、上記支出は、キャリア開発等を主たる事業内容とするNPO法人MBAキャリアデザイン研究所が主催するセミナーへの旅費、日当、宿泊費として支出されたものであり、熱海市長等により地域社会の活性化などについてのパネルディスカッションが行われたことが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記講演の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記セミナーへの参加は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、上記セミナーがキャリア開発等を主たる事業内容とするNPO法人MBAキャリアデザイン研究所が主催するセミナーであることからすると、同会への参加は、経営に関するものであって、



調査研究活動以外の活動の側面をも有するものである旨主張する。

しかしながら、経営に関するという側面があることから直ちに調査研究活動であることが否定されるものではなく、その対象及び方法の選択に当たっては議員の自主性・自律性が尊重されるどころ、上記セミナーの具体的内容を踏まえると、上記セミナーへの参加が調査研究活動の対象及び方法の選択として、社会通念上相当な範囲を逸脱しているとは認められない。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

ウ 広報広聴費（総番号 214 ないし 216）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 補助参加人鈴木の発行する広報紙の作成及び配布に係る経費として合計 102 万 7840 円が政務調査費から支出された（丙 L 3）。

b 上記広報紙には、補助参加人鈴木の一般質問の内容及び市政に関する情報のほか、補助参加人鈴木個人の顔写真及び経歴等が掲載されている（丙 L 3）。

(イ) 上記認定事実によれば、上記広報紙には、補助参加人鈴木個人の顔写真及び経歴等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結

果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である51万3920円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人鈴木の不当利得に当たる。

エ 小括

よって、補助参加人鈴木は、被告に対し、別紙10「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(7) 補助参加人伊藤

ア 調査研究費（旅費規程による出張）（総番号217ないし219）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 補助参加人伊藤は、公営バスの民営化に至るまでの経緯及び民営化のメリット・デメリットについて調査するため、2泊3日で北海道に出張し、その旅費として8万5380円が政務調査費から支出された（丙R1，丙R3，証人伊藤新治郎4ないし7頁）。
- b 補助参加人伊藤は、小水力発電について調査するため、2泊3日で富山県に出張し、その旅費として9万6200円が政務調査費から支出された（丙R1，丙R4，証人伊藤新治郎7ないし9頁）。
- c 補助参加人伊藤は、仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」において、シティセールスについて調査を行い、復

興庁において、仙台市の宅地被害に対する財政支援等について協議を行うため、1泊2日で東京都に出張し、その旅費として5万1260円が政務調査費から支出された（丙R1，証人伊藤新治郎1ないし4頁）。

- (イ) 上記認定事実によれば、上記支出は、公共交通機関の民営化、エネルギー政策、仙台市のシティセールス及び宅地災害対策に対する財政支援等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

イ 広報広聴費（総番号220）

- (ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、補助参加人伊藤が多賀城市内のホテルにおいて約200名の市民を招いて開催した、震災復興等を内容とする集会（市政報告会）に係る経費（会場費及び茶菓代）として25万8000円が政務調査費から支出されたことが認められる（丙R2，証人伊藤新治郎3，4頁）

- (イ) 上記認定事実によれば、上記集会は、市民に対して震災復興等に係る

情報を広報するために行われたものであると認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記集会の内容は、調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記集会を開催することは、調査研究活動の方法としても相当であって、その経費も、200名規模の集会であったことを踏まえると、社会通念上相当な範囲を逸脱しているとは認められない。したがって、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

ウ 小括

よって、補助参加人伊藤は、被告に対し、不当利得返還義務を負っているものとは認められない。

(8) 補助参加人赤間

ア 調査研究費（旅費規程による出張）（総番号221ないし225）

(ア) 原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

(イ) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 補助参加人赤間は、シティセールス、姉妹都市の支援、ネーミングライツ、ゆるキャラ、空き家対策及びごみ屋敷条例等について調査するため、3泊4日で愛媛県に出張し、その旅費として13万7100

円が政務調査費から支出された（丙M1ないし4）。

b 補助参加人赤間は、大阪市立体育館及び歩道橋へのネーミングライツの導入について調査するため、1泊2日で大阪府に出張し、その旅費として8万3320円が政務調査費から支出された（丙M1ないし3）。

c 補助参加人赤間は、兵庫県伊丹市におけるヴィジュアルアイデンティティ計画の概要等、名古屋市におけるネーミングライツの導入等、岐阜市における障害者スポーツ大会の運営等について調査するため、4泊5日で兵庫県、愛知県及び岐阜県に出張し、その旅費として14万5360円が政務調査費から支出された（丙M1ないし4）。

d 補助参加人赤間は、東京都千代田区のホテルで開催された仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」においてシティセールスについて調査を行い、復興庁において、仙台市の宅地被害に対する財政支援等について協議を行うため、2泊3日で東京都に出張し、その旅費として7万2110円が政務調査費から支出された（丙M1、丙M4、丙D29、丙D30）。

(ウ) 上記認定事実によれば、上記支出は、シティセールス、姉妹都市の支援、ネーミングライツ、ゆるキャラ、空き家対策、ごみ屋敷条例等、仙台市のシティセールス、宅地災害対策に対する財政支援、障害者スポーツ大会の運営等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動

として利用されたものであると認めるのが相当である。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

イ 小括

よって、補助参加人赤間は、被告に対し、不当利得返還義務を負っているものとは認められない。

(9) 補助参加人佐藤

ア 調査研究費（総番号226ないし230）

(ア) 原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

(イ) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 補助参加人佐藤は、富山市街地の活性化やライトレールによる交通施策によるまちづくり及び長野市における中心市街地の活性化や観光施設と街づくりとの連携について調査するため、2泊3日で富山県及び長野県に出張し、その旅費9万7220円が政務調査費から支出された（丙N1）。

b 補助参加人佐藤は、宮崎県において太陽光発電工場を視察し、復興庁において震災復興及び街づくりについて意見交換を行い、参議院において震災復興、地方自治の在り方、中心市街地の活性化等について意見交換を行うため、2泊3日で宮崎県及び東京都に出張し、その旅費7万4160円が政務調査費から支出された（丙N1）。

(ウ) 上記認定事実によれば、上記支出は、中心市街地の活性化、エネルギー

ギー政策及び震災復興等について調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして、議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから、その対象も多岐にわたるものであり、その方法の選択に当たっても、政務調査費の意義に鑑みると、議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると、上記調査の内容は、いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり、上記視察は、調査研究活動の方法としても相当であるといえるから、上記支出は、調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、補助参加人佐藤において、上記視察を裏付ける客観的資料の提出がないことから、調査研究活動以外の活動が併存していた旨主張する。

しかしながら、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

したがって、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

イ 広報広聴費（総番号231ないし235）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 補助参加人佐藤の発行する広報紙の作成等に係る経費として合計153万6173円が政務調査費から支出された（丙N2）。
- b 上記広報紙には、補助参加人佐藤の活動報告のほか、補助参加人佐藤個人の顔写真等が掲載されている（丙N5ないし8）。

(イ) 上記認定事実によれば、上記広報紙には、補助参加人佐藤個人の顔写真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する

情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である76万8086円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人佐藤の不当利得に当たる。

ウ 小括

よって、補助参加人佐藤は、被告に対し、別紙13「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(10) 補助参加人野田

ア 広報広聴費（総番号236ないし239）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 補助参加人野田の発行する広報紙の作成等に係る経費として合計135万4500円が政務調査費から支出された（丙〇1）。
- b 上記広報紙には、定例会における補助参加人野田の質疑内容のほか、補助参加人野田個人の顔写真等が掲載されている（丙〇1）。

(イ) 上記認定事実によれば、上記広報紙には、補助参加人野田個人の顔写

真等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

以上によれば、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である67万7250円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人野田の不当利得に当たる。

イ 小括

よって、補助参加人野田は、被告に対し、別紙14「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(1) 補助参加人田村

ア 人件費（総番号240）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 補助参加人田村が雇用する職員の人件費のうち合計57万円（月額9万5000円）が政務調査費から支出された。同職員の月給は25万5000円であるところ、うち約37パーセントに相当する9万5

000円が政務調査費から支出され、残り16万円は補助参加人田村が代表役員を務める宗教法人田村神社から支出されたものである。(丙Q1)

b 上記職員は、宗教法人田村神社の業務にも従事していた(丙Q1)。

(イ) 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであるから、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記職員が従事した業務は、少なくとも約37パーセントに相当する部分については、専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであるし、仮に、上記37パーセントに相当する部分について、調査研究活動以外の活動が含まれていたとしても、政務調査費を按分した場合における政務調査費以外からの支出分についての原資に何を用いるかは議員の裁量に委ねられているのであるから、宗教法人田村神社が支出した部分を人件費の総額から除くべきではない旨主張する。

しかしながら、上記職員が現に従事した業務について立証がなされていないことを踏まえると、上記職員が従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否定することができない。また、上記職員が宗教法人田村神社における業務にも従事していたことを踏まえると、上記職員の人件費のうち宗教法人田村神社から支出された分について、議員としての活動に関する業務に従事していたものと認めることはできない。そうすると、上記職員の人件費のうち議員としての活動に関する業務に従事していた部分に相当する額は、

宗教法人田村神社から支出された額を除いた57万円（月額9万5000円）と認定するのが相当である。そして、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって、上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である28万5000円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人田村の不当利得に当たる。

イ 小括

よって、補助参加人田村は、被告に対し、別紙15「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(12) 補助参加人菊地

ア 調査研究費（総番号241）

原告は、旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが、当該主張を採用することができないことは、前記1(3)において説示したとおりである。

イ 広報広聴費（総番号242ないし272）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a 補助参加人菊地の発行する広報紙及び市政調査アンケートはがきの作成・配布に係る経費として合計89万9612円が政務調査費から支出された（丙P1）。

b 上記広報紙には、市政調査アンケート結果及び被災地における事業内容のほか、補助参加人菊地個人の顔写真及びプロフィール等が掲載されている（丙P1）。

c 上記市政調査アンケートはがきは、専ら市民の市政に関する要望及び回答者の氏名・住所を記載する欄が設けられており、補助参加人菊

地個人の顔写真や経歴は掲載されていない。上記市政調査アンケートはがきに使用された経費は、6655円である（丙P1）。

- (イ) 上記認定事実によれば、上記広報紙には、補助参加人菊地個人の顔写真及びプロフィール等が掲載されているところ、これらは、選挙に当たって市民が議員に関する情報を得るのに資するものであるとしても、市民が市政に関する情報を得るに当たっては、必ずしも必要不可欠な情報であるとは認められない。そうすると、会派及び議員が上記のような広報紙を作成、発行することは、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有する一方、上記認定に係る掲載内容を踏まえると、結果として、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての効果等を有することも、直ちに否定することはできない。

したがって、上記広報紙の作成、発行は、市政に関する情報を市民に広報する調査研究活動としての側面を有するとともに、議員自身及びその活動実績をも市民に印象付けることによって支援者を獲得、保持するなどの選挙活動、後援会活動としての側面をも有すると認められ、その割合を算定することも困難である。

他方、市政調査アンケートはがきについては、専ら市民の市政に関する要望を聴取するものであり、議員個人の顔写真や経歴が掲載されているものではない。そうすると、上記市政調査アンケートはがきに係る支出は、専ら調査研究活動に利用されたものと認められる。

したがって、上記支出のうち、市政調査アンケートはがきに係る経費6655円を除く各支出の2分の1を超える額の合計である44万6476円が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人菊地の不当利得に当たる。

ウ 人件費（総番号273ないし308）

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 補助参加人菊地は、調査研究補助に係るアルバイト職員を雇用し、同職員の賃金のうち合計32万2000円が政務調査費から支出された。上記支出は、同職員が、定例会議事録まとめ、資料の収集及び作成、アンケートの集約、市政報告会準備のほか、市政報告誌案作成の業務に従事した時間に相当する賃金である。このうち、定例会議事録まとめ、資料の収集及び作成、アンケートの集約及び市政報告会準備の業務に従事した時間に相当する賃金は合計27万4500円であり、市政報告誌案作成の業務に従事した時間に相当する賃金は合計4万7500円である。（丙P2。補助参加人菊地第1準備書面別紙人件費①）
- b 補助参加人菊地は、調査研究補助等に係るアルバイト職員を雇用し、同職員の賃金のうち合計40万8000円が政務調査費から支出された。上記支出は、当該職員に係る人件費として合計60万9600円のうち、当該職員が「政務」に従事したと申告した時間に相当する賃金である。（丙P2。補助参加人菊地第1準備書面別紙人件費②）
- c 補助参加人菊地は、事務所補助員のアルバイト職員を雇用し、同職員の賃金のうち合計106万8000円が政務調査費から支出された。上記支出は、当該職員に係る人件費として合計133万8800円のうち、同職員が「政務」に従事したと申告した時間に相当する賃金である。（丙P2。補助参加人菊地第1準備書面別紙人件費③）
- d 上記b及びcに係る職員らが従事した「政務」には、広報紙の作成業務が含まれていた（証人崇良19、20頁）。

(イ) 会派及び議員が行う活動は、調査研究活動以外にも、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等の多岐にわたるものであることを踏まえ、会派及び議員に雇用された職員も調査研究活動以外の活動に相

当程度従事していることが推認される。そうすると、上記支出については、議員に雇用される職員の人件費であるという一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記職員が従事した業務は専ら調査研究活動であって、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

そして、上記認定事実によれば、上記認定事実 a に係る職員は、定例会議事録まとめ、資料の収集及び作成、アンケートの集約及び市政報告会準備の業務に従事しており、かかる業務は専ら調査研究活動であると認められる。そうすると、上記認定事実 a に係る経費のうち、定例会議事録まとめ、資料の収集及び作成、アンケートの集約の業務に従事した時間に相当する賃金 27 万 4 5 0 0 円につき、調査研究活動のみに利用されたことの反証がなされているというべきである。他方、市政報告誌案作成の業務は、調査研究活動としての側面を有するものの、選挙活動、後援会活動等の調査研究活動以外の活動の側面をも有するものと認められる。そうすると、上記認定事実 a に係る経費のうち、市政報告会準備及び市政報告誌案作成の業務に従事した時間に相当する賃金 4 万 7 5 0 0 円については、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

そして、上記認定事実によれば、上記認定事実 b 及び c に係る職員が従事した業務については、自ら「政務」に従事したものと申告しているにとどまるところ、「政務」の中には広報紙の作成業務が含まれており、当該申告に係る判断は、当裁判所の判断枠組みと必ずしも整合するものとはいえない。そうすると、上記職員が従事した業務に、政党活動、議会活動、選挙活動及び後援会活動等が含まれていた可能性は否定するこ

とができない。したがって、被告らにおいて、上記支出に関し、調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

以上によれば、上記認定事実 a に係る人件費のうち 2 万 3 7 5 0 円 (①)、前記認定事実 b 及び c に係る職員の人件費 (1 9 4 万 8 4 0 0 円) の 2 分の 1 を超える額 (9 7 万 4 2 0 0 円) から補助参加人菊地が自ら控除した額 (4 7 万 2 4 0 0 円) を差し引いた額の合計である 5 0 万 1 8 0 0 円 (②) の合計 5 2 万 5 5 5 0 円 (上記①及び②の合計) が、本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ、補助参加人菊地の不当利得に当たる。

エ 事務費 (総番号 3 0 9 ないし 3 5 4)

(ア) 証拠及び弁論の全趣旨によれば、事務用品の購入費及び通信費として合計 1 8 万 5 2 3 0 円が政務調査費から支出されたことが認められる。

(イ) 事務用品の購入費については、事務用品が幅広い目的に適宜使用されることを踏まえると、一般的、外形的な事実から、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。そうすると、上記支出についても、調査研究活動以外の活動にも利用されることが推認される。

これに対し、被告らは、上記事務用品は、政党活動及び後援会活動に係るものとは別に購入し、上記通信費については、私的にも使用し得る携帯電話 (本人主機) と調査研究活動のための携帯電話 (本人予備機及び事務所政務補助者用) を区別して利用した上、調査研究に係る費用のみを政務調査費から支出しているため、上記支出は、調査研究活動のみに利用されたものであると主張する。

しかしながら、補助参加人菊地が、広報紙の作成を一律に専ら調査研究活動であると位置付けていることなどを踏まえると、上記支出が広報

紙の作成等，調査研究活動以外の側面をも有する活動に利用された可能性を否定することができない。そうすると，上記支出に関し，調査研究活動のみに利用されたこと又は調査研究活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合について客観的資料に基づく反証がなされているとはいえない。

したがって，上記支出のうち各支出の2分の1を超える額の合計である9万2608円が，本件用途基準に合致しない違法な支出であると認められ，補助参加人菊地の不当利得に当たる。

オ 小括

よって，補助参加人菊地は，被告に対し，別紙16「認容額」の末尾記載の不当利得返還義務を負っているものと認められる。

(13) 補助参加人市民フォーラム仙台

ア 調査研究費（旅費規程による出張）（総番号355ないし368）

(ア) 原告は，旅費条例に基づいて支出された旅費のうち実費との差額である1割が違法であると主張するが，当該主張を採用することができないことは，前記1(3)において説示したとおりである。

(イ) 複数の議員による出張に係る旅費（総番号355ないし357）

a 証拠及び弁論の全趣旨によれば，以下の事実が認められる。

(a) 補助参加人市民フォーラム仙台所属の日下富士夫議員（以下「日下議員」という。），安孫子雅浩議員（以下「安孫子議員」という。），岡本あき子議員（以下「岡本議員」という。），小野寺健議員，渡辺公一議員，木村勝好議員（以下「木村議員」という。），佐藤わか子議員，加藤けんいち議員及び渡辺敬信議員は，自然エネルギー，次世代エネルギーパーク，津波被害からの復興計画等について調査するため，2泊3日で北海道及び青森県に出張し，その旅費として117万7060円が政務調査費から支出された（丙F2ないし4，

丙F29, 丙F34, 丙F105ないし107)。

(b) 日下議員, 安孫子議員, 岡本議員, 小野寺健議員, 渡辺公一議員, 木村議員, 佐藤わか子議員, 加藤けんいち議員及び渡辺敬信議員は, 相模原市役所における公共財産マネジメントの取組等, 千代田区立図書館における民間による図書館運営等並びに埼玉県所沢市及び東京都足立区における空き家条例の制定等について調査し, 仙台市及び仙台市商工会議所が主催した「2013仙台の夕べ」に参加するため, 1泊2日で東京都, 神奈川県及び埼玉県に出張し, その旅費として39万0180円が政務調査費から支出された(丙F5ないし9, 丙F108ないし112)。

(c) 安孫子議員, 木村議員, 岡本議員, 渡辺公一議員, 加藤けんいち議員及び渡辺敬信議員は, 京都まなびの街生き方探求館, 京都水族館, 横浜八景島シーパラダイスにおける運営等について調査するため, 1泊2日で京都府及び神奈川県に出張し, その旅費として39万4770円が政務調査費から支出された(丙F10ないし13, 丙F109ないし115)。

b 上記認定事実によれば, 上記支出は, エネルギー政策, 復興計画, 図書館運営, 地方公共団体の制定する条例及び水族館の運営等を調査するための調査研究費として支出されたものであることが認められる。そして, 議員の調査研究活動は市政全般に及ぶものであるから, その対象も多岐にわたるものであり, その方法の選択に当たっても, 政務調査費の意義に鑑みると, 議員の自主性・自律性が尊重されるべきである。そうすると, 上記調査の内容は, いずれも調査研究活動の対象に含まれるというべきであり, 上記各視察は, 調査研究活動の方法としても相当であるといえるから, 上記支出は, 調査研究活動として利用されたものであると認めるのが相当である。

これに対し、原告は、複数の議員による視察は、調査研究活動との合理的関連性を欠き、懇親目的や観光目的が併存することを推認させる旨主張する。

しかしながら、調査研究活動の方法の選択に当たっては、議員の自主性・自律性が尊重されるべきであるところ、複数の議員による視察及びこれを踏まえた意見交換によって、多角的な意見を会派の政策に反映させることができること等を踏まえると、調査研究活動との合理的関連性を欠くものとは認められない。

したがって、上記支出が、調査研究活動以外の活動に利用されたことを推認させる一般的、外形的事実の存在を認めるに足りる的確な証拠はなく、原告の主張はその裏付けを欠く。

以上によれば、上記支出が、本件用途基準に合致しない違法な支出であるとは認められず、原告の主張は、採用することができない。

(ウ) 安孫子議員の出張に係る旅費（総番号358ないし361）

- a 証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
- (a) 安孫子議員は、東京マラソンの運営及びその経済波及効果について調査するため、東京都に出張し、その旅費として3万1660円が政務調査費から支出された（丙F14, 丙F15, 丙F116）。
 - (b) 安孫子議員は、国際見本市において次世代ディスプレイの製造及び販売について調査するため、東京都に出張し、その旅費として3万1660円が政務調査費から支出された（丙F16, 丙F17）。
 - (c) 安孫子議員は、全国各地の名物、祭り、ゆるキャラ等をテーマとした催しである「ふるさと祭り東京2013」を視察するため、東京都に出張し、その旅費として3万1660円が政務調査費から支出された（甲F3, 丙F18, 丙F19, 丙F34）。
- b 上記認定事実によれば、上記支出は、マラソンの運営及びその経済